

## 九十九里町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 17,674	千円 7,337,953	千円 238,687	千円 1,135,489	% 15.5	% 20.5

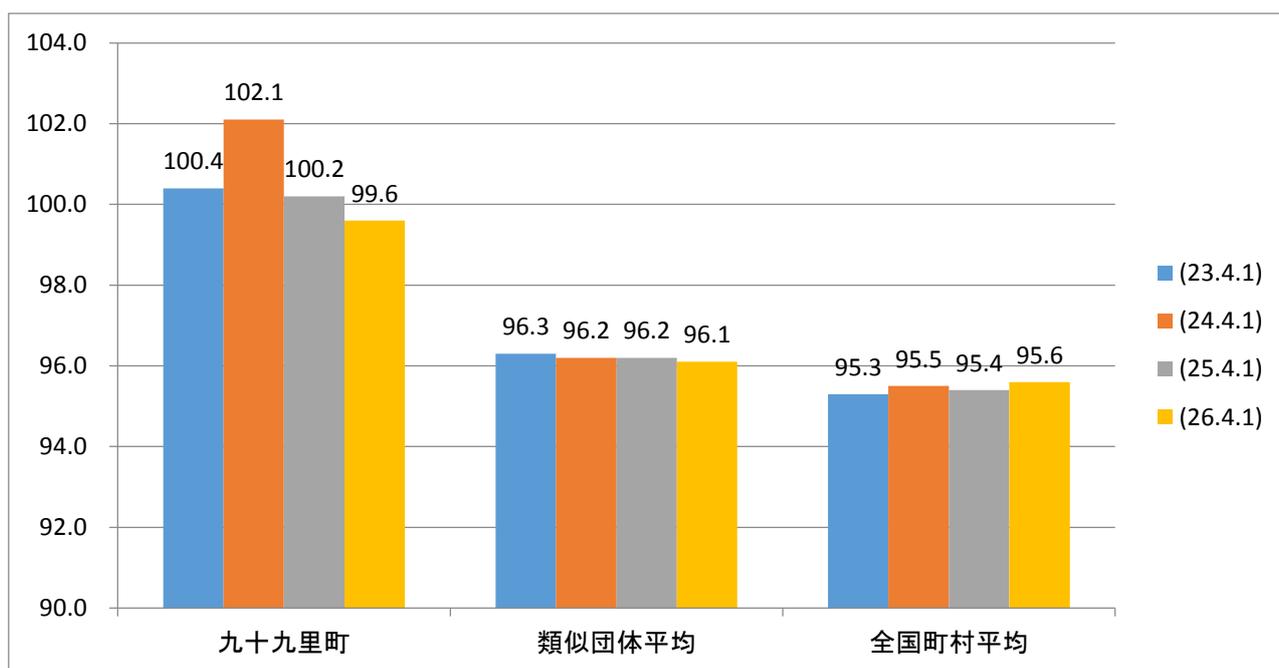
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 143	千円 504,714	千円 43,789	千円 181,883	千円 730,386

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体(IV-2)平均一人当たり給与費
千円 5,107	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況（人事委員会を設置している団体のみ記入）

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

### ① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層（1級（全号給）及び2級の一部の号給）については、引下げを行わない。4級以上の高位号給については、平均改定率を上回る引下げを行うとともに、在職実態を考慮し、号給の増設等を行う。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

### ② 地域手当の見直し（支給対象地域外）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準が支給対象地域外のため、九十九里町においても支給対象外。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
九十九里町の支給割合	0%	0%	0%

### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
九十九里町	39.5歳	308,300円	332,622円	324,504円
千葉県	42.8歳	333,944円	424,045円	381,814円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
九十九里町	54.1歳	5人	234,800円	244,700円	243,700円	-	-	-	-
うち 調理員	58.6歳	3人	228,500円	235,666円	234,666円	調理士	44.0歳	295,600円	0.80
うち 自動車運転手	38.1歳	1人	259,700円	286,700円	285,700円	自家用乗用自動車運転者	58.8歳	208,500円	1.38
うち 用務員	56.1歳	1人	228,600円	229,600円	228,600円	用務員	54.3歳	199,300円	1.15
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-
類似団体	48.8歳	11人	287,474円	309,179円	298,822円	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九十九里町			
うち 調理員	3,640,100円	4,006,500円	0.91
うち 運転手	4,179,800円	2,648,200円	1.58
うち 用務員	3,641,400円	2,747,000円	1.33

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22年～24年の3ヶ年平均。）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九十九里町	37.5歳	272,900円	276,140円
千葉県	42.4歳	361,808円	421,052円
類似団体	40.7歳	295,820円	317,540円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		九十九里町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800円	180,800円	総合職 181,200円 一般職 174,200円
	高校卒	146,200円	146,200円	142,100円
技能労務職 (運転手)	高校卒	148,300円	143,500円	—
	中学卒	—	130,700円	—
技能労務職 (その他)	高校卒	134,700円	143,500円	—
	中学卒	—	130,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

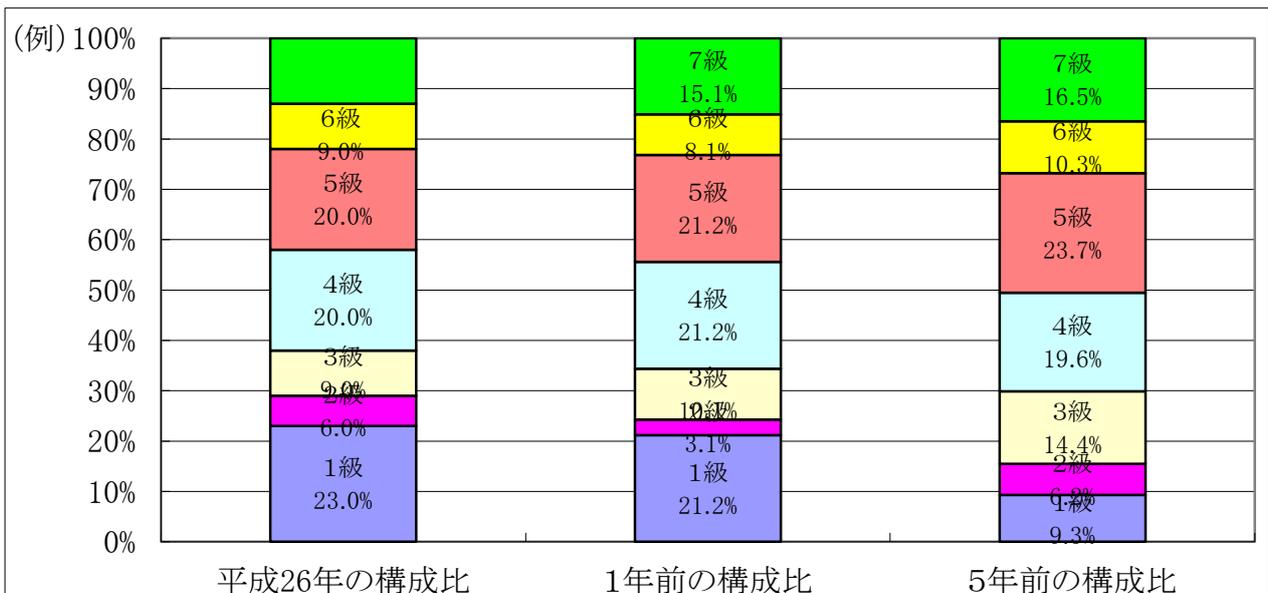
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	237,900円	320,400円	378,900円	403,500円
	高校卒	187,800円	286,100円	333,600円	357,700円
技能労務職	高校卒	—	259,700円	228,600円	232,200円
	中学卒	—	—	210,100円	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	23人	23.0%	137,200円	243,700円
2級	主事	6人	6.0%	187,800円	307,800円
3級	主任主事	9人	9.0%	224,600円	356,300円
4級	副主査	20人	20.0%	261,900円	390,800円
5級	係長、主査	20人	20.2%	289,200円	403,200円
6級	課長補佐、副主幹	9人	9.0%	320,600円	422,600円
7級	課長、主幹	13人	13.0%	366,200円	456,200円

- (注) 1 九十九里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給
------

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

九十九里町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,284千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～13%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給
------

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

九十九里町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職者特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	20,900千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
対象外	0%	0人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			— (—)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		480千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		240,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		1.3%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒作業業務	日額500円
家畜伝染病予防作業手当	家畜伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業業務	日額500円
社会福祉業務従事職員手当	社会福祉業務に従事する職員	特に身体に危害のうけるおそれのある業務	日額500円
主任技術者手当	ガス主任技術者に選任された職員		月額20,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	13,740千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	808千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	117千円
支給実績 (24年度決算)	17,817千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	937千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	147千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16～22歳までの子の加算1人5,000円	同		13,804千円	222,645円
住居手当	借家(家賃12,000円超の場合)家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		3,286千円	252,769円
通勤手当	交通機関利用者4万円を上限に支給 自動車等の利用者 距離に応じ、1,000円～10,450円支給	異	交通機関利用者55,000円限度 自動車等の利用者 距離区分により相違	2,706千円	24,160円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、級別、役職別に応じ支給(時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しない)	異	支給区分と支給額の相違	6,692千円	257,384円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合、1時間につき給与額の135%を支給	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円			991千円	13,575円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	625,600円	(参考) 類似団体における最高/最低額 854,000円/399,000円
	( 副 町 長	( 782,000円) 544,850円 ( 641,000円)	
報 酬	議 長	271,000円	420,000円/230,000円
	副 議 長	233,000円	360,000円/180,000円
	議 員	215,000円	345,000円/157,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(25年度支給割合) 3.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.95月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 782,000円×在職月数×0.35	(1期の手当額) 13,137,600円
	副 町 長	641,000円×在職月数×0.25	7,692,000円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

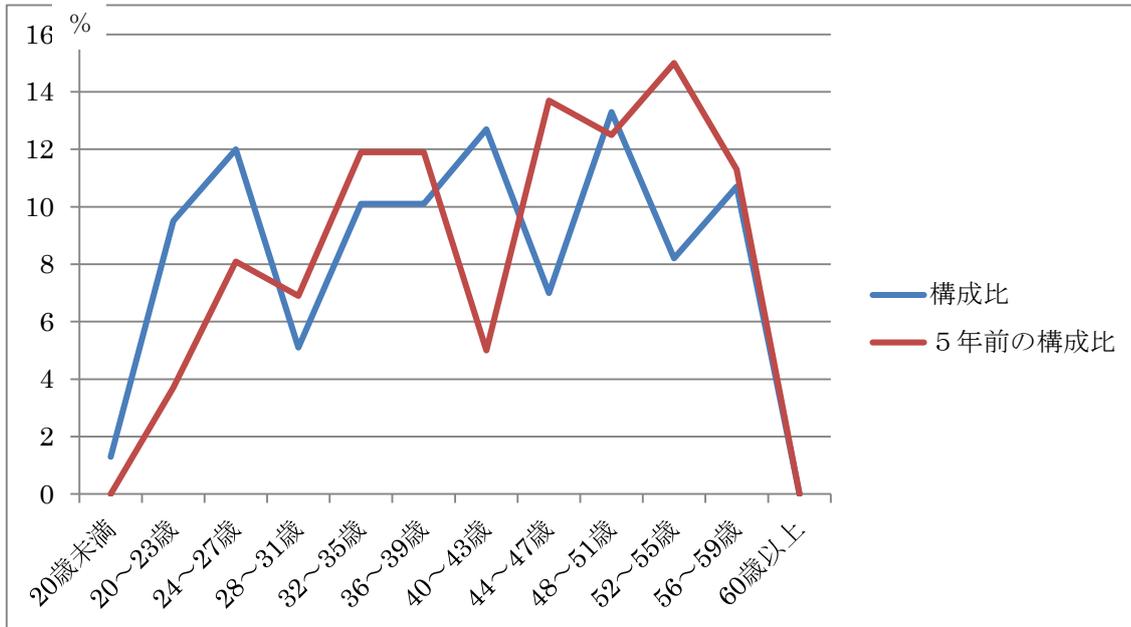
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平 成 25 年	平 成 26 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	幼保連携推進による職員1名増、保育士1名増 病院事業に係る職員減
		総 務	31	31	0	
		税 務	10	10	0	
		農 林 水 産	8	8	0	
		商 工	5	5	0	
土 木		9	9	0		
民 生		33	35	2		
衛 生	13	11	▲2			
	計	111	111	0	<参考> 人口1万人当たり職員数62.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数70.03人)	
	教 育 部 門	22	25	3	教育委員会事務局職員1名増、 幼稚園教諭2名増	
	小 計	133	136	3	<参考> 人口1万人当たり職員数76.94人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数89.01人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	下 水 道	1	1	0	ガ ス 課 職 員 減
		そ の 他	22	21	▲1	
	小 計	23	22	▲1		

合計	156 [240]	158 [240]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.39人
----	--------------	--------------	----------	----------------------------

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	15人	19人	8人	16人	16人	20人	11人	21人	13人	17人	0人	158人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	111	111	111	111	111	111	0(0%)
教育	27	26	26	25	22	25	▲2(▲7.4%)
普通会計計	138	137	137	136	133	136	▲2(▲1.4%)
公営企業等会計計	23	22	22	23	23	22	▲1(▲4.3%)
総合計	161	159	159	159	156	158	▲3(▲1.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 職員の研修状況

職員の勤務能率の向上及び増進を目的に、千葉県自治研修センター及び山武郡市広域行政組合等において研修を実施しています。

### 山武郡市広域行政組合

研修名	参加者
新規採用職員研修	10
初級職員研修	5
中級職員基礎研修	4
中級職員応用研修	5
中堅職員基礎研修	4
中堅職員応用研修	1
管理職研修	6
公務員倫理研修	2
接遇パワーアップ研修	5
プレゼンテーション研修	7
クレーム対応の話し方研修	3
タイムマネジメント研修	6
普通救命講習	3

### 千葉県自治研修センター

研修名	参加者
災害危機管理研修	1
法制実務研修	2
固定資産税（土地）研修	1
滞納整理事務（初級）研修	1
滞納整理事務（上級）研修	1
税務事務研修	1
地方税総則講座	2
固定資産税関連講座	1

### 役場内研修

研修名	参加者
人事評価制度研修	80
法制執務研修	31